**５　私立各種学校の設置の認可に関する審査基準**

|  |
| --- |
|  |

**私立各種学校の設置の認可に関する審査基準**

私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

１　目的について

各種学校は、学校教育に類する教育を行うことを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものであること。

２　名称について

各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、設置する分野にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第１条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとすること。

３　位置及び環境について

各種学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。

４　総定員について

(1) 生徒の総定員は、安定した経営が維持できる規模とすること。ただし、学校法人又は準学校法人が設置する場合にあっては、80人以上とすること。

(2) 同時に授業を行う生徒数は、40人以下とすること。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

５　施設及び設備について

各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えていること。

(1) 施設

(ｱ) 各種学校の校舎の面積は、115.70㎡以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当り2.31㎡以上とすること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(ｲ) 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えていること。

(ｳ) 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えていること。

(2) 設備

(ｱ) 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えていること。

(ｲ) 前項の設備は、学習上有効適切 なものであり、かつ、常に補充し、改善されたものであること。

(ｳ) 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えていること。

６　他の学校等の施設及び設備の使用について

各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができること。

７　教職員について

(1) 各種学校の校長は、学校教育法第９条に定める欠格事由に該当せず、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者であること。

(2) 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者であること。

(3) 各種学校の教員の数は、課程及び生徒数に応じて必要な数を置くこと。ただし、３人を下ることができない。また、原則として生徒数40人を超えるごとに教員１人を増加するものとし、教員の数の半数以上は、専任の教員であるものとすること。

８　入学資格の明示について

各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によって明示すること。

９　修業期間について

各種学校の修業期間は、１年以上とすること。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、３月以上１年未満とすることができること。

10　授業時間数等について

授業時数は、修業期間が１年以上の場合は１年間にわたり680時間以上とし、修業期間が１年未満の場合は修業期間の１年間に対する割合に応じて680時間を減じて算出した時数以上とすること。

11　学校経営について

(1) 各種学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものであること。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ1.5倍相当額の範囲内とすること。

(2) 各種学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとすること。

12　資産について

(1) 各種学校の設置者は、設置する各種学校ごとに、資産として、５に掲げる施設及び設備又はこれらに要する資金を有していること。

(2) 前項に定める資産は、原則として借用でないこと。ただし、次に掲げる場合など、特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。

(ｱ) 国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(ｲ) 借用部分について、各種学校設置者が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(3) 借用である場合においては、 長期（概ね20年以上）にわたり校地及び校舎を使用する権利を準学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもって代えることができるものとする。

(4) 前項の規定にかかわらず、各種学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと

(5) ５の(2)に掲げる設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものであること。

13　負債

各種学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、基本財産に対する総負債額の割合が３分の１以内において認めることができること。

　　附　則

この審査基準は、令和元年１１月２９日から施行し、同日以降の認可申請について適用する。